

事故が発生した場合のお手続き

万一事故が発生した場合には、セキスイ保険サービスまたは下記窓口まで**ただちにご連絡ください。**
ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

事故サポートセンター 0120-727-110【受付時間:24時間365日】

- 必ず事前にご相談ください。
賠償事故にかかる示談交渉は、必ず、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、
セキスイ保険サービスまたは、損保ジャパン日本興亜より保険金請求手続きに関してご案内します。
- 保険請求には時効(3年)がありますのでご注意ください。

お住まいの地域のリスクをご存知ですか?

是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

〈一例〉大阪市北区付近



◆お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

セキスイ保険サービス株式会社

〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4091
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21(新虎ノ門実業会館)
TEL.03-5521-0760
<http://www.sekisui.co.jp/hoken/>

〈引受保険会社〉

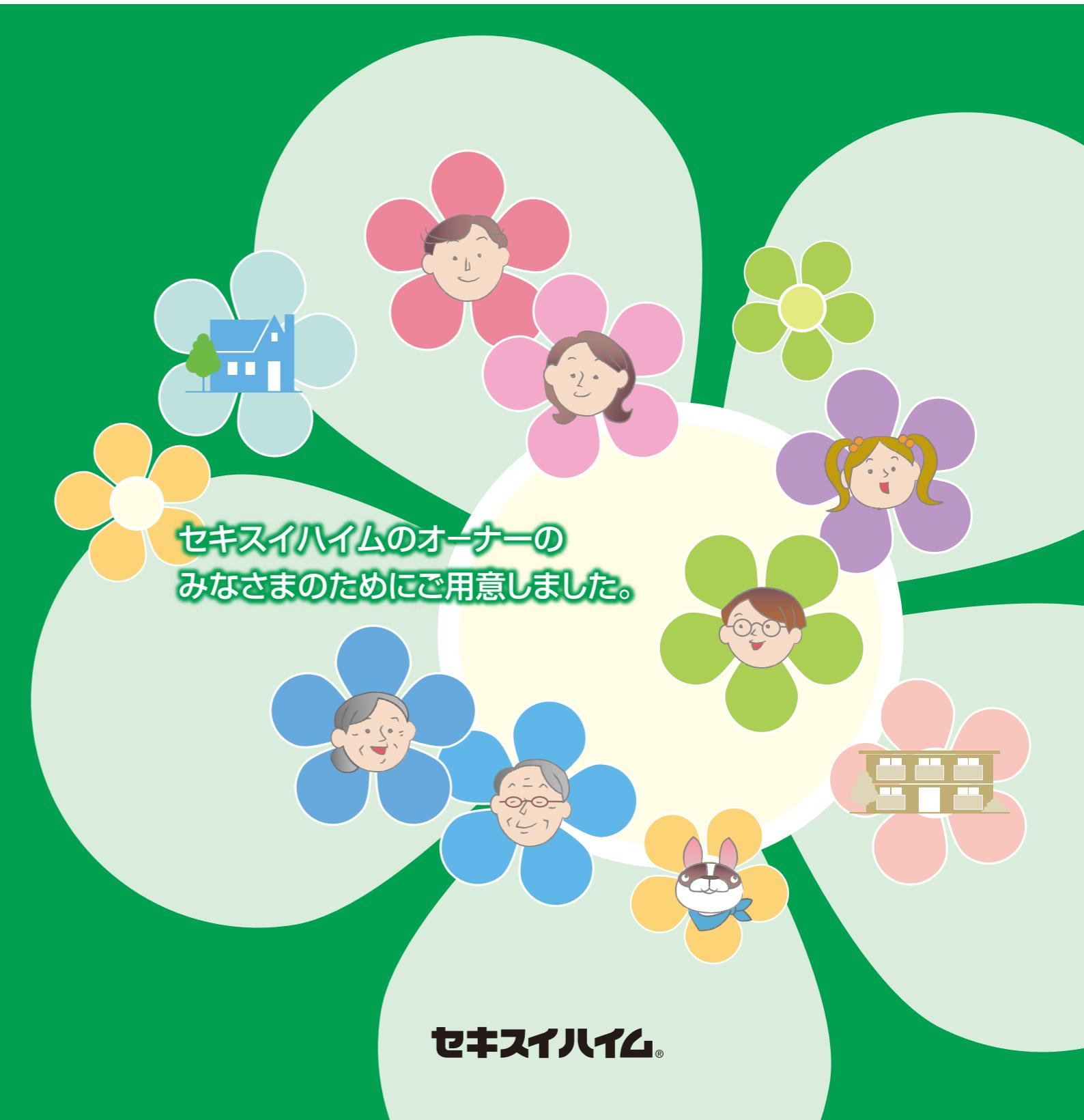
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

大阪企業営業第一部第四課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL.06-6449-1166
企業営業第七部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL.03-3231-4151
受付時間:午前9時~午後5時
(土・日・祝日、12月31日~1月3日は、お休みとさせていただきます。)

大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。 **セキスイハイムオーナーズ保険**

「セキスイハイムオーナーズ保険」は損害保険ジャパン日本興亜株式会社「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。本冊子は「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」の**パンフレット兼重要事項等説明書**です。



セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

「セキスイハイムオーナーズ保険」は、
セキスイハイムをお建ていただいた
オーナーさまのために、ご用意しました
住まいの保険・地震保険です。
一般の火災保険と比べて、**保険料が割安**です。

※割引の適用には、条件があります。

ご存知ですか？

ポイント1 「THE すまいの保険」では火災リスクだけではなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。

ポイント2 家電製品や衣類・食器などの家財は、建物の保険では**補償されません**。

ポイント3 さまざまなオプションで思いがけないリスクに備えることができます。

ポイント4 地震を原因とする火災などの損害は、「THE すまいの保険」では**補償されません**。



建物はもちろん、家財に対しても
「THE すまいの保険」と地震保険を
総合的にお考えください。

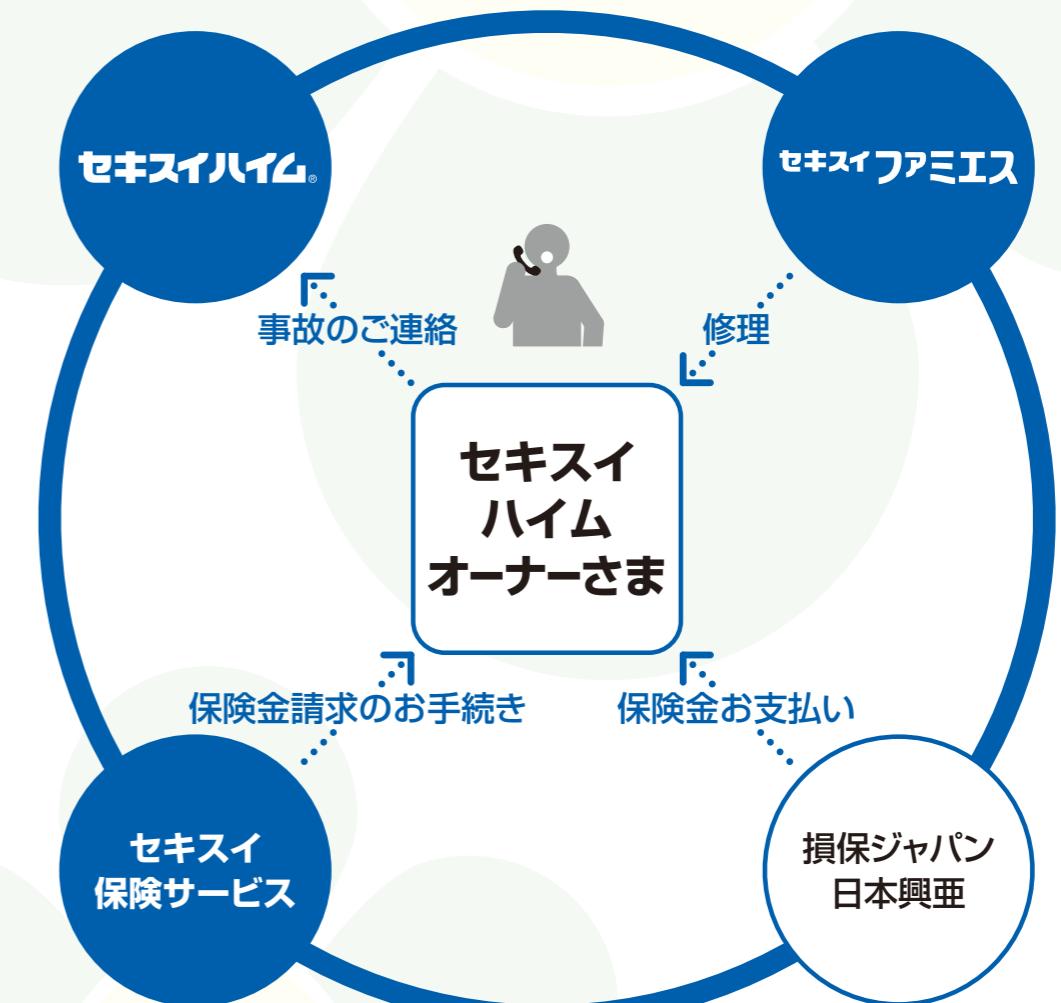
また、賃貸住宅オーナーの方は
建物の火災、地震リスクはもちろん、
事故に伴う経営リスクに対しての保険もお考えください。



万一、事故の場合には
グループ一丸となって安心をお届けします。

セキスイハイムグループの総合サポート

セキスイハイム、セキスイファミエスの担当にご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。



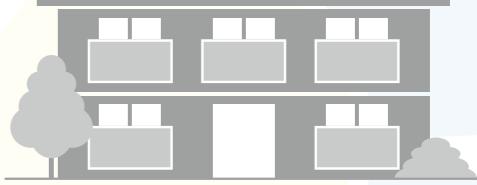
一般の火災保険

保険会社
代理店
修理メーカー

お客様ご自身で、補修依頼から保険金のご請求まで、それぞれに連絡、対応していただく必要があります。

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

「THE すまいの保険」では火災リスクだけではなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。



※詳しくは9~10ページをご参照ください。

THE すまいの保険『建物』

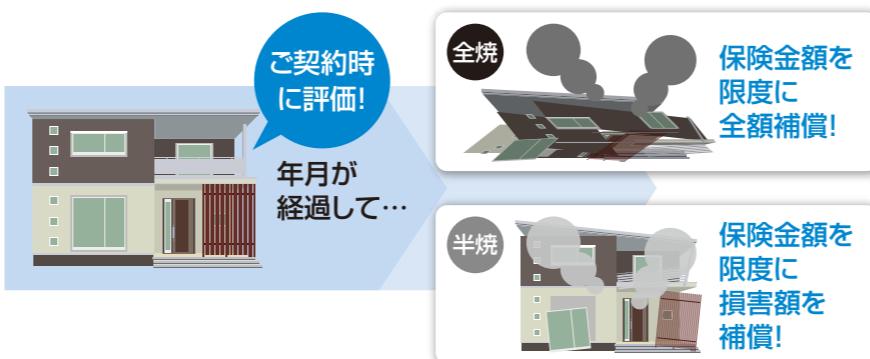
火災や台風などの自然災害はもちろん、日常災害リスクも補償します!
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

お住まいの復旧に必要な「費用」もお支払いします。

THE すまいの保険では「評価済保険」を導入しており、いざというときの受取保険金が違います。

建物が古くとっても全額補償!「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行なったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いては、自己負担額が差し引かれます。)



従来の火災保険^{*1}では、保険金お支払時に再度評価を行なうため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。THE すまいの保険では、建物に「評価済保険」を導入することで、この問題を解決しました。

〈THE すまいの保険の場合〉

評価済 ご契約時の評価を維持します^{*2}。

*1 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

*2 保険の対象が建物で保険期間が5年を超える契約の場合、保険金額調整等に関する追加特約が必ず適用されます。この特約に規定する物価変動率が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客様にご連絡します。

〈従来の火災保険^{*1}の場合〉

罹災時再評価 保険金お支払時に再度評価します。

【建物】実際に、このような事例がありました。

火災リスク

子供が火遊びをしていて書籍に燃え移り、火災が発生した



火災

お支払保険金 約1,185万円

火災リスク

落雷によりインターフォンやエアコンが破損した



落雷

お支払保険金 約45万円

自然災害リスク

台風による風で門扉の外壁が破損した



風災

お支払保険金 約83万円

自然災害リスク

大雪の重みによりカーポートの柱が根本から折れ、同時にサイクルポートの支柱も曲がった



雪災

お支払保険金 約68万円

自然災害リスク

集中豪雨で自宅が床上浸水になった



水災

お支払保険金 約153万円

過去に発生した保険金支払事例

[出典元:損保ジャパン日本興亜における事例]
※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払金額が異なる場合があります。

日常災害リスク

泥棒が入って窓ガラス、ドアを壊された



盗難

お支払保険金 約92万円

日常災害リスク

自宅駐車場にてブレーキとアクセルを間違え、壁に追突した



車両の衝突

お支払保険金 約75万円

自然災害リスク

併用・賃貸住宅の2階横配水管がつまり、キッチンシンクより逆流し、1階店舗に被害が生じた



日常災害リスク

お支払保険金 約59万円

日常災害リスク

点火操作時に異常着火し、給湯器から大きな音がして、配線が焼きついて故障した



電気的・機械的事故

お支払保険金 約11万円

電気的・機械的事故

エアコンの室外機の電気部品が発火したことにより、エアコンのファンが焼損し、室外機が使用不能となった



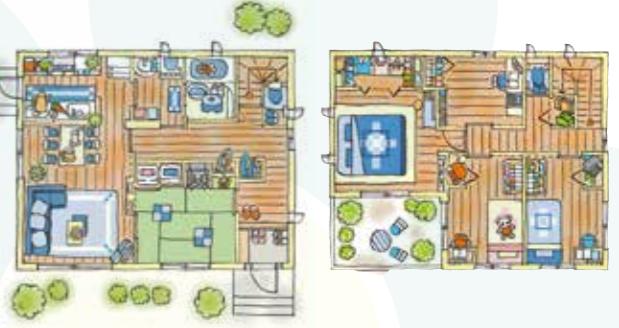
電気的・機械的事故

お支払保険金 約7万円

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を永く守る“安心”をサポート。

建物の保険では家財は補償されません。

家財の損害については、別途家財の保険をご契約いただく必要があります。



※詳しくは9~10ページをご参照ください。

THE すまいの保険『家財』大切な家財もしっかり補償します! 思わぬリスクから必需品を守ります!

家財の新価の目安(平成29年6月現在) 下の表は家財の新価の目安となります。

ご家族構成 世帯年齢	2人世帯 大人のみ	3人世帯 大人2名子供1名	4人世帯 大人2名子供2名	5人世帯 大人2名子供3名	独身世帯
25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	300万円

上の表にない家族構成の場合は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

家財の値段(価値)は
予想以上に高額です!

ご夫婦とお子さま2名(世帯主の年齢30代)で
お住まいの方の一例(再取得価額で算出)です。

リビング ルーム	応接セット、サイドボード	35万円
	CD・ステレオ	28万円
	テレビ、DVDレコーダー	42万円
	ヒーター等	27万円
	パソコン*1・プリンター等	48万円 等

キッチン、 バスルーム	食器戸棚(2台)	11万円
	冷蔵庫、オーブン	23万円
	食器類、調理器具	25万円
	食堂テーブル・いす	10万円
	洗濯機	12万円 等

和室	和・洋ダンス(各1棹)、整理ダンス(2棹)	44万円
	婦人和服、衣類等	586万円
	寝具(客用含む)	14万円
	本棚・書籍	19万円
	化粧台・化粧品一式	25万円 等

子供部屋	学習用具(机、本棚等2人分)	17万円
	寝具(2人分)	17万円
	衣類(2人分)	105万円
	おもちゃ一式	21万円
	ヒーター等	8万円 等

*1 ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器は、「不測かつ突発的な事故」によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

『家財』 実際に、このような事例がありました。

火災リスク

居間で火災が発生し、消火の放水で、電化製品・タンス・じゅうたんなどが水浸しになった

お支払保険金 約210万円

火災リスク

落雷による、過電流でパソコンやテレビ、冷蔵庫などが故障した

お支払保険金 約40万円

自然災害リスク

雪害による屋根破損の影響で雨漏りが起こり家財に被害が生じた

お支払保険金 約13万円

自然災害リスク

集中豪雨による床上浸水で家財に損害が生じた

お支払保険金 約82万円

日常災害リスク

自宅に設置してあるエアコンの排水容器から水が溢れ、室内床及び服飾品が汚損した

お支払保険金 約82万円

日常災害リスク

空き巣の被害にあい、腕時計・コート・ハンドバッグを盗まれ、液晶TVを壊された

お支払保険金 約70万円

過去に発生した保険金支払事例 [出典元: 損保ジャパン日本興亜における事例]
※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払金額が異なる場合があります。

日常災害リスク

自宅に泥棒に入れられ、現金を盗まれた

お支払保険金 約22万円

日常災害リスク

エントランス壁に取り付けてある非常用受話器が盗まれた

お支払保険金 約5万円

日常災害リスク

2階の階段を掃除中、誤って階段から掃除機を落としてしまい、掃除機が破損した

お支払保険金 約4万円

日常災害リスク

子供が誤って電気コードを引っ張り、家電製品が落ちて破損した

お支払保険金 約8万円

日常災害リスク

輸入花瓶の水を取り替えようと持ち上げたら、手が滑って落とし花瓶を割ってしまった

お支払保険金 約6万円

日常災害リスク

室内で親子が遊んでいた際に誤って遊具がテレビ画面に当たりテレビが破損した

お支払保険金 約6万円

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

さまざまなオプションで思いがけない
リスクに備えて、安心のうえに安心を。

※詳しくは13~14ページをご参照ください。

THE すまいの保険『オプション』(追加の補償)

賠償責任リスクや類焼リスクからオーナーさまを守ります!

建物のご契約に、別途オプション(特約)を
セットしていただく必要があります。



賃貸住宅経営に関する不安も解消!

賃貸住宅が火災となった場合、建物の損害だけではありません。

隣家への類焼などの波及損害や、
家賃収入の減少などが発生することがあります。
また、アパートの所有・管理にまつわる
不測の賠償事故が発生する可能性もあります。



『オプション』 実際に、このような事例がありました。

類焼リスク	類焼
入居者のタバコの不始末で火災が発生し、近隣の建物に延焼した	

お支払保険金 約4,400万円

経営リスク	家賃収入
アパートから火災が発生し、復旧までの期間の家賃が減少した	

お支払保険金 約140万円

経営リスク	施設賠償責任
ルーフガーデンの排水口がつまり、階下の入居者家電等が水濡れ損害を受けた	

お支払保険金 約228万円

入居者リスク	借家人賠償責任
タバコの不始末によりアパートの一室で小火、現状復旧のため急な費用が生じた	

お支払保険金 約455万円

地震を原因とする火災は、
「THE すまいの保険」では補償されません。

※詳しくは15~17ページをご参照ください。

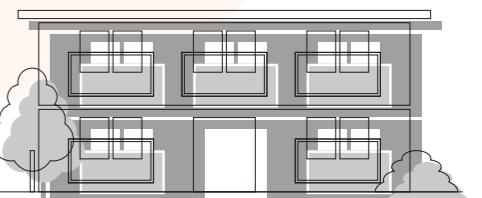
『地震保険』もあわせて万一の備えを!

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します!

地震等による損害については、
THE すまいの保険とあわせて
地震保険をご契約いただく必要があります。



THE すまいの保険では、地震・噴火または
これらによる津波を原因とする火災等の損害については
保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金を
お支払いする場合があります。)。



『地震保険』

過去に発生した保険金支払事例 [出典元:損保ジャパン日本興亜における事例]
※地震保険の場合、損害の程度に応じて地震保険保険金額の一定割合をお支払いします。

地震リスク	地震(建物)
地震を原因とする火災で建物が全焼してしまった(全損)	

お支払保険金 約1,600万円

地震リスク	地震(建物)
地震により地盤が沈下し、建物が傾いてしまった(全損)	

お支払保険金 約4,500万円

地震リスク	地震(家財)
地震による津波で、家財がすべて流出した(全損)	

お支払保険金 約350万円

地震リスク	地震(家財)
地震により電子レンジや食器類が落下し、破損した(一部損)	

お支払保険金 約75万円

建物・家財にかかるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

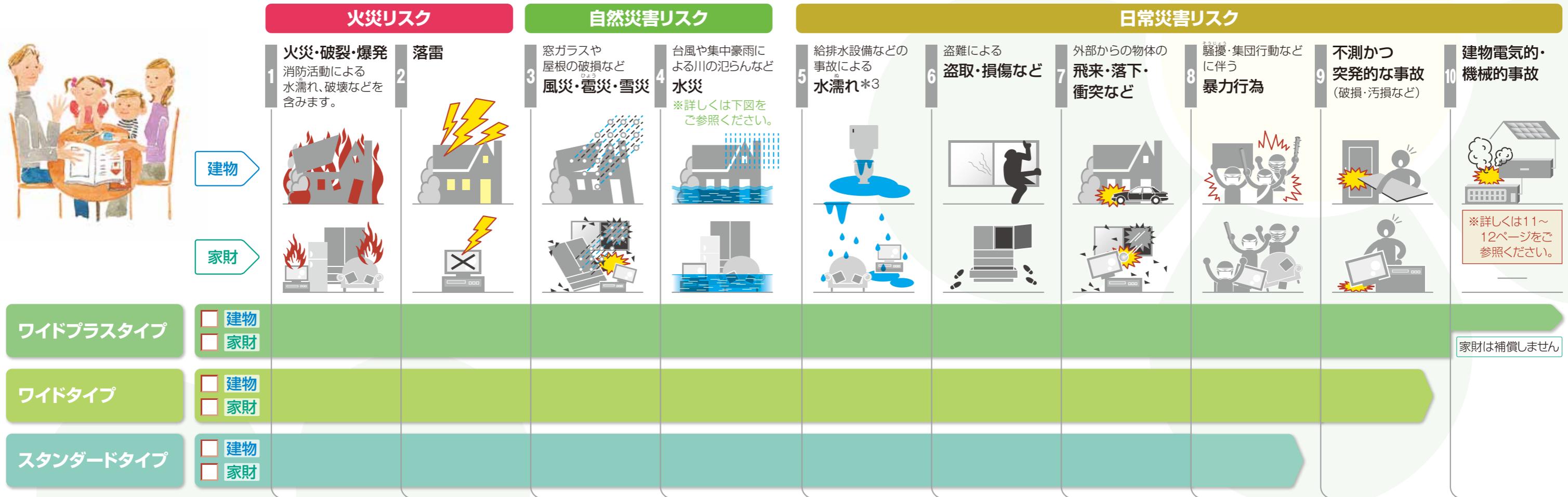
3タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』



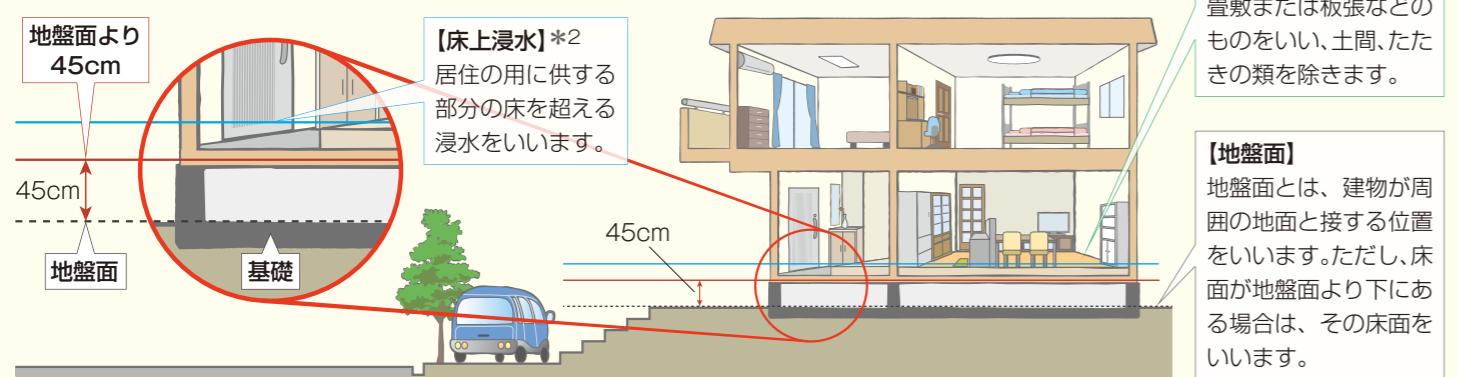
実際にかかった損害額(修理費)を基準に保険金をお支払いします!

*保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは11~12・25~26ページをご参照ください。

ご契約タイプは、お客さまのご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。 1~8…自己負担額なし 9・10…自己負担額10,000円



『水災*1補償(床上浸水*2の定義など)』のご説明



*1 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の災害をいいます。

損害の状況が次のいずれかに該当する場合に損害保険金をお支払いします。

①建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合

②保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水*2を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

*2 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

*3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。(ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。)

*補償内容の詳細につきましては、18~19ページをご覧ください。

【床】畳敷または板張などのものをいい、土間、たたきの類を除きます。
【地盤面】地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
通貨等・預貯金証書等の盗難の場合は、以下の金額が限度となります。
●通貨等:1事故1敷地内あたり20万円 ●預貯金証書:1事故1敷地内あたり200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金以外にも、さまざまな費用をお支払いします。※お支払いする保険金の概要につきましては20~21ページをご参照ください。

費用リスク

A 臨時費用保険金

上記の1から10までの損害保険金が支払われる場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。



B 残存物取扱づけ費用保険金

残存物の取扱づけに必要な費用をお支払いします。



C 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象が一定の損害を受けた場合にお支払いします。



D 水道管修理費用保険金

建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共有部分の専用水道管にかかる修理費用は含みません。)

E 損害防止費用保険金

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その費用をお支払いします。



建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります!

「ワイドプラスタイプ」なら建物付属機械設備の電気的・機械的事故の損害も補償します!

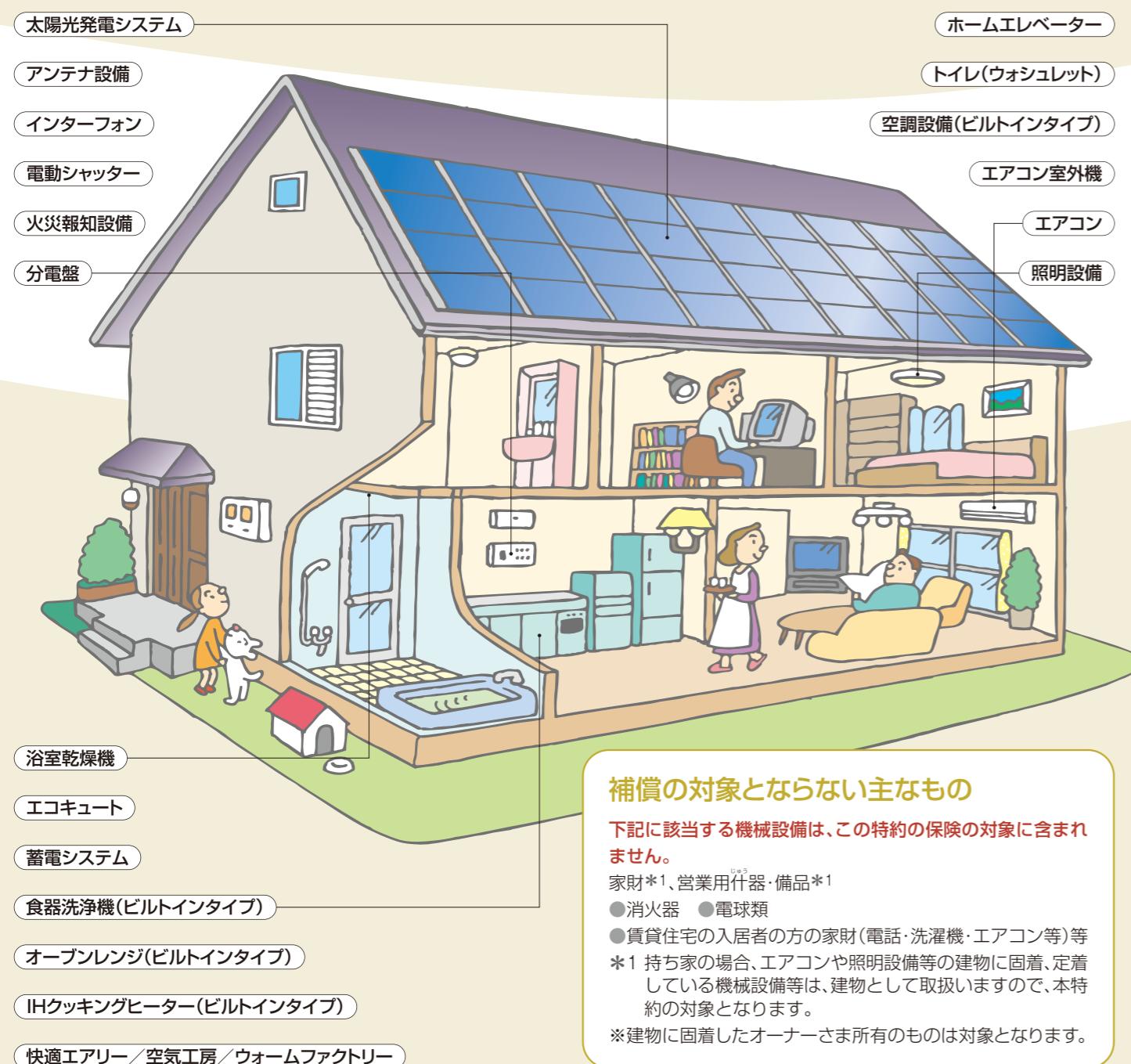
建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に生じた偶然な外因の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故による損害を補償します。

お支払いする保険金は **損害額(修理費) - 10,000円(自己負担額)** です。

※支払限度額(保険金額)を上限とします。

建物電気的・機械的事故特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。



補償の対象とならない主なもの

下記に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。

家財*1、営業用什器・備品*1

●消火器 ●電球類

●賃貸住宅の入居者の方の家財(電話・洗濯機・エアコン等)等

*1 持ち家の場合、エアコンや照明設備等の建物に固着、定着している機械設備等は、建物として取扱いますので、本特約の対象となります。

*建物に固着したオーナーさま所有のものは対象となります。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります!

エアコンが効かない

エアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなった。



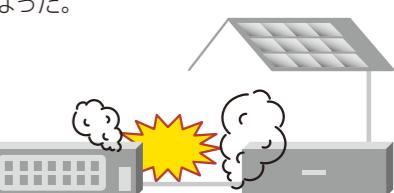
エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



太陽光発電が機能しない

屋根上のモジュールの電極故障によりパワーコンディショナーが機能しなくなった。



故障の原因は、自然の消耗または劣化ではない

保険金をお支払いできる場合があります。

保険金をお支払いする主な場合

左記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電気的・機械的事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。「不測かつ突発的な外因の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼働に伴って発生した事故」となります。機械の設備や内在する原因により、電気的・機械的な作用で損害が発生した事故が「電気的・機械的事故」となります。

電気的事故

短絡、過電流、過電圧、空気中の電気の作用、その他の電気的現象により溶解溶断、炭化、噴煙、変色、焦損等の損害が発生した事故。

機械的事故

さまざまな機械的作用に伴って設備や機械に損害が生じたもので、電気の作用以外による事故。

故障の原因は、自然の消耗または劣化である

申し訳ございません。
保険金をお支払いすることができません。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害
- 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任*2を負うべき損害
- 不当な修理や改造によって生じた事故
- 消耗部品*3および付属部品の交換
- コンピュータープログラム、インプットデータ等コンピューターソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等

*2 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

*3 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球等をいいます。

! 本特約とメーカー保証は重複して支払われません

保険始期		保険満期	
設備A	メーカー保証		本特約にて補償
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証	本特約にて補償
設備C	メーカー保証	本特約にて補償	交換 メーカー保証 本特約にて補償
設備D	追加*4	メーカー保証	本特約にて補償

*4 設備を追加される際には保険金額の増額が必要な場合がありますので、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

Option



さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。※お支払いする保険金の概要につきましては20・22ページをご覧ください。

■ 賠償責任リスク

個人賠償責任特約

日常生活において、被保険者の方またはそのご家族が他人にケガを負せたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担した場合に個人賠償責任保険金をお支払いします。

- 保険金額:1億円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

※火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償する特約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他の契約の補償内容、ご契約金額を十分にご確認ください。



■ 類焼リスク

類焼損害特約

建物からの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくとも、近隣の住宅や家財を補償します。

- 保険金額:契約年度ごとに1億円限度
- 煙損害または臭気付着損害を除きます。
- 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。

※この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。



■ 携行品リスク

携行品損害特約

保険の対象に家財が含まれる場合にセットできます。

被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

- 保険金額:50万円、100万円のいずれかから選択できます。
- 自己負担額:1万円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。

※火災保険の他、傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償する契約がある場合は、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

※補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましてはセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ 地震火災リスク

地震火災特約

(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

地震等を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合に、保険金をお支払いします。

- お支払いする保険金額

地震火災30プラン

保険金額×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%をお支払いします。)

地震火災50プラン

保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%をお支払いします。)

- 地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。

地震保険料控除

お支払いいただいた特約の保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(平成29年4月現在)

- 特約の中途セット、中途解約はできません。

※地震保険を付帯しない場合でも、この特約をセットすることができます。ただし、地震による倒壊や津波による流失等の損害は補償されませんのでご注意ください。



賃貸住宅特有のオプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。※お支払いする保険金の概要につきましては23~24ページをご覧ください。

■ 経営リスク(家賃収入)

家賃収入特約

他人に貸している住宅(戸室)が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

- 保険金額:家賃月額に約定復旧期間の月数を乗じた額
- 約定復旧期間:6か月



■ 入居者リスク(賠償責任)

個人賠償責任特約包括契約に関する特約

2戸室以上のアパート(共同住宅)にセットできます。

日常生活において、入居者の方またはそのご家族が他人にケガを負せたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担した場合に個人賠償責任保険金をお支払いします。

- 保険金額:1億円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

■ 入居者リスク(賠償責任)

借家人賠償責任総合包括契約に関する特約

2戸室以上のアパート(共同住宅)にセットできます。

借家人賠償責任

入居者の方が、偶然な事故により、大家さんに対し法律上の損害賠償責任を負担した場合に借家人賠償保険金をお支払いします。

修理費用

入居者の方が、偶然な事故により、賃貸借契約に基づく修理費用を負担した場合または居住のために緊急的に修理した場合に修理費用保険金をお支払いします。

- 保険金額:借家人賠償保険金…2,000万円
修理費用……………300万円
- 自己負担額:借家人賠償保険金…………なし
修理費用……………3,000円
- 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。
- 修理費用補償では専用水道管の凍結に伴う修理費用は1回の事故につき10万円が限度となります。

事業を営んでいる方のオプション(追加の補償)

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。

※お支払いする保険金の概要につきましては24ページをご覧ください。

■ 什器・備品リスク

営業用什器・備品等損害特約

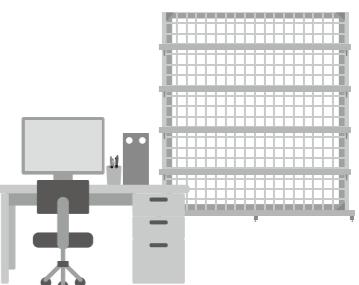
物件種別が併用住宅物件の場合にセットできます。

保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

- 保険金額:100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円のいずれかから選択できます。
- 自己負担額:1万円

※補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細につきましてはセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※盗難の場合の補償限度額は24ページの〈注1〉を参照してください。



『地震保険』もあわせて万一の備えを!

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します!

■ 地震リスク

地震による火災で建物や家財が

焼失した



地震で建物や家財が

損壊した



地震による津波によって

建物や家財が流失した



地震保険の保険の対象

①居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

②家財…居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。

●地震保険の対象は、THEすまいの保険で保険の対象になっているものにかぎります。THEすまいの保険の対象が上記建物および家財である場合、地震保険の保険の対象として建物または家財のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

●地震保険の保険の対象とならないもの(THEすまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの

●自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。)

●1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)

●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)

●設備・什器、商品・製品

等

地震保険のお申し込み

●地震保険は、単独ではご契約いただけません。THEすまいの保険とあわせてお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

地震保険の保険金額の設定

●保険金額について

$$\text{THEすまいの保険} \times 30\% \sim 50\% *1 = \text{地震保険の保険金額}$$

(建物:5,000万円限度*2 家財:1,000万円限度)

*1 地震保険の保険金額は、THEすまいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内で設定します。ただし、建物は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物について5,000万円*2、家財は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財について1,000万円が限度となります。地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。

*2 2世帯以上が居住するアパート等の場合、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。詳しくはセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお支払いについて

◆保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

◆お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)。

損害の程度	認定の基準*3			お支払いする保険金の額
	建物	家財	家財の損傷額が	
全損	建物の時価額の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価額の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損	建物の時価額の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の 3%以上20%未満	床下浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、 床上浸水 または 地盤面より45cmを超える浸水 を受け損害が生じた場合	地震保険保険金額の 10%以上30%未満

*3 建物・家財の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁・内壁・基礎・屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。家財の場合は個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類)に分類し、その上で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

*4 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上重要な部分をいいます。

構造	主な商品名	主要構造部
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・デシオ・スマートパワーステーション・クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア 等	開口部(窓・出入口)、外壁 等
2×6造・2×4造 (枠組壁工法)	グランツユー・ミオーレ・スマートパワーステーション 等	外壁、内壁、基礎、屋根 等

●時価額とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
●お支払いする保険金は、1回の地震等における損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円を超える場合、算出された保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減される場合があります。(平成29年6月現在)

◆損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

◆損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

◆損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

お支払いする保険金の概要

◆主契約THEすまいの保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約のTHEすまいの保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取扱費用など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

◆保険金をお支払いできない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣・エレベーター・給排水設備のみに生じた損害*
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

- 地震等の際に保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害

*5 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

地震保険の保険期間と自動継続保険料払込方法

THEすまいの保険の保険期間	地震保険の保険期間	自動継続保険料払込方法
1年～5年	THEすまいの保険の保険期間と同じ	—
6年以上	1年または5年の自動継続*	口座振替

(例)THEすまいの保険の保険期間が8年(長期一時払)の場合

THEすまいの保険	8年
地震保険	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 または 5年 3年

●自動継続の場合は、自動継続日(保険始期応当日)当月に「地震保険継続証」が送付されます。

●自動継続を停止する場合は、自動継続日(保険始期応当日)までにセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

*6 特にお申出がないかぎり、満期まで自動的に継続されます。

地震保険料控除証明書

●ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料*7が一定額を限度として、その年の契約者の課税所得から控除*8されます。(平成29年4月現在)

「地震保険料控除証明書」は、THEすまいの保険証券に添付されます。

●翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、損保ジャパン日本興亜より10月中にハガキにて送付します。保険始期の属する月が12月の場合、異なる取扱いとなる場合があります。詳しくは、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

*7 地震保険の保険期間が1年を超える一時払契約については、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、保険期間の年数で一時払保険料を割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。

*8 控除対象額は右記のとおりです。所得税:地震保険料の全額(最高50,000円) 個人住民税:地震保険料の1/2(最高25,000円)

THEすまいの保険の保険期間の中途中で地震保険のご契約を希望される場合

THEすまいの保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、THEすまいの保険の保険期間の中途中から地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

損害保険金 選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分	保険金をお支払いする場合
①火災、破裂・爆発	火災、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合
②落雷	落雷によって保険の対象が損害を受けた場合
③風災*1、雹災、雪災*2*3	風災*1、雹災または雪災*2*3によって保険の対象が損害を受けた場合 *1 風災とは、台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 *2 雪災とは、豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 *3 雪災(雪災の事故による損害)とは、雪災*2の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
④水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の⑦または⑧のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) ⑦建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 ⑧保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水*5を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 *5 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
⑤漏水などによる水濡れ	次の⑧もしくは⑨のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、③の風災、雹災、雪災もしくは④の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ⑧給排水設備に生じた事故 ⑨被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
⑥盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額*6に含みます。 *6 損害額とは、次の額を限度とします。 ①建物については協定再調達価額 ②明記物件以外の家財については再調達価額 ③明記物件については時価額

事故の区分	保険金をお支払いする場合	【家財*13】	損傷額*14 - 自己負担額 = 損害保険金
⑦通貨等、預貯金証書等の盗難 ※家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。	<p>家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の⑨および⑩に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の⑪および⑫に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の⑬に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額*7に含みます。</p> <p>⑦保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人*8および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。</p> <p>⑧盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。</p> <p>⑨保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。</p> <p>⑩盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。</p> <p>⑪保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。</p> <p>*7 損害額とは、次の額を限度とします。 ①建物については協定再調達価額 ②明記物件以外の家財については再調達価額 ③明記物件については時価額</p> <p>*8 小切手の振出人とは、被保険者が振出人である場合を除きます。</p>	<p>【家財*13】</p> <p>次の算式により算出した額とします。ただし、家財の保険金額を限度とします。明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。前述にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下記の金額を限度として、損害額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難…限度額:20万円 ●預貯金証書の盗難…限度額:200万円または家財の保険金額のいずれか低い額 <p>*13 家財とは、家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときにのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*14 損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度)ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。</p>	
費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額	
①臨時費用保険金	18~19ページの損害保険金の①から⑩までの損害保険金が支払われる場合	損害保険金に10%を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。	
②残存物取扱費用保険金	18~19ページの損害保険金の①から⑩までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取扱に必要な費用が発生した場合	実費(損害保険金×10%限度)	
③地震火災費用保険金	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の⑭または⑮のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。</p> <p>⑭保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となつたとき*1。</p> <p>⑮保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となつたとき*1、またはその家財が全焼となつとき*2。</p>	保険金額×5%*3	
	<p>*9 騒擾およびこれに類似の集団行動*9または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>*10 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動*10に至らないものをいいます。</p> <p>*11 不測かつ突発的な事故(①から⑩までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(25~26ページの保険金をお支払いできない主な場合の⑪もご参照ください。) [1事故につき自己負担額1万円]</p>	<p>*3 補償をさらに充実させたい場合は地震火災特約をセットしていただくことにより、地震火災費用保険金とあわせて地震火災30プランは火災保険金額の30%、地震火災50プランは火災保険金額の50%まで補償します。</p> <p>お支払いする保険金 地震火災30プラン 保険金額×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%をお支払いします。) 地震火災50プラン 保険金額×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%をお支払いします。)</p>	
	<p>【建物】</p> <p>次の算式により算出した額とします。ただし、建物の保険金額を限度とします。建物のみが保険の対象である場合は、⑦の通貨等、預貯金証書等の盗難は補償されません。</p> <p>*11 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度)</p> <p>*12 建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、建物の保険金額を限度とします。</p>	<p>【建物】</p> <p>次の算式により算出した額とします。ただし、建物の保険金額を限度とします。建物のみが保険の対象である場合は、⑦の通貨等、預貯金証書等の盗難は補償されません。</p> <p>*11 損害額とは、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度)</p> <p>*12 建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、建物の保険金額を限度とします。</p>	

費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
④水道管修理費用 保険金 ※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。	保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊 ^{*4} を受け、これを修理した場合 *4 パッキングのみに生じた損壊を除きます。	実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)
損害防止費用保険金	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な ^⑦ から ^⑧ までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 ⑦消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ⑧消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用 ⑨消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)	実費(保険金額限度)

建物電気的・機械的事故特約(ワイドプラスタイプ)でお支払いする保険金

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
建物電気的・機械的事故特約	保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電気的・機械的事故により損害が生じた場合	●19ページの損害保険金の「お支払いする損害保険金の額[建物]」に記載の算式により算出された損害保険金[1事故につき自己負担額1万円] ●残存物取扱費用保険金、臨時費用保険金



特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
特約(オプション) セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。		
個人賠償責任特約 ※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます。) ●被保険者 ^{*1} が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者 ^{*1} の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)
携行品損害特約	●この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ^{*2} ③記名被保険者またはその配偶者 ^{*2} の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者 ^{*2} の別居の未婚の子 ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。 *2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。	損害額－1万円(自己負担額) ※契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ※盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含みます。ただし、盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。 ※保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。
類焼損害特約	日本国内外において、被保険者 ^{*3} の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合	近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円を限度とします。)

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額	特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
家賃収入特約	補償対象となる事故(18~19ページの損害保険金の①から⑩までのうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間(6か月)を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)	借家人賠償責任総合包括契約に関する特約	【借家人賠償保険金】 借用戸室が、被保険者*9の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 *9 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①借用戸室に居住している方(未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督職務者に代わって借用戸室に居住している方を監督する方(親族にかぎり、以下の②に該当しない方)を含みます。ただし、借用戸室に居住している方に関する事故にかぎります。) ②借用戸室の賃貸借契約上の借主で、借用戸室に居住していない方	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、2,000万円を限度にお支払いします。)
個人賠償責任特約 包括契約に関する特約 ※国内の事故にかぎり 損害賠償に関する 示談交渉サービスを行います。	日本国内外において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者*5のうち①から③までの被保険者が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●居住戸室*6の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 *5 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①居住戸室*6に居住している者 ②居住戸室*6に居住している者の配偶者*7 ③居住戸室*6に居住している者またはその配偶者*7の別居の未婚の子 ④居住戸室*6の所有者で、居住戸室*6に居住していない者 ⑤居住戸室*6に居住している者が未成年者または責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない居住戸室*6に居住している者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって居住戸室*6に居住している者を監督する方(居住戸室*6に居住している者の親族にかぎります。)。ただし、居住戸室*6に居住している者に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。 *6 保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室*8をいい、その戸室と同一敷地内の動産および不動産を含みます。 *7 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。 *8 居住用の戸室とは、居住用の戸室の一部または全部を事務所に使用している場合を含みます。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)	修理費用保険金 偶然な事故により、借用戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的*10に、自己の費用で現実にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます。) *10 借用戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。	実費(1回の事故につき、修理費用の額から3,000円を差し引いた額を、300万円を限度にお支払いします。)	
施設賠償責任特約 ※損害賠償に関する 示談交渉サービスは 行いません。	日本国内において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設(昇降機を含みます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)	営業用什器・備品等損害特約 保険証券記載の建物(物置、車庫、その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合	損害額-1万円(自己負担額)(保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、 注1を参照してください。)	
			〈注1〉 盗難の場合の補償限度額 ①明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。 ②①にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。 ③②の損害は、商品・製品等損害特約のお支払い対象となりません。 ※ただし盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。		
			地震保険	事故の区分	保険金をお支払いする場合
			地震保険 ※地震保険をご契約の場合にかぎります。	地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物もしくはその収容家財に損害が生じた場合にお支払いします。	お支払いする損害保険金の額 損害の程度により16ページ記載の金額をお支払いします。

I 契約上重要なご注意点

保険金をお支払いできない主な場合

(ご注意)以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。

詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

THE すまいの保険

1 次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者*1またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者*2またはその者*2の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑤保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
- ⑥運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑦18~19ページの損害保険金の①から⑤、⑧⑨までの事故または20ページの費用保険金の③地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用*3に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用保険金(20ページの費用保険金の③)をお支払いできることがあります。

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*4
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、15~17ページの地震保険をご参照ください。)
- ③核燃料物質*5もしくは核燃料物質*5によって汚染された物*6の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用*7に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ②保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ねずみ食い、虫食い等

4 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。

5 発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑯までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)(19ページの損害保険金の⑩)の損害保険金をお支払いできません。

- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害

⑦義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害

- ⑧楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑨楽器の音色または音質の変化
- ⑩風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑪移動電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑫ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑬電球、プラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑭動物または植物について生じた損害
- ⑮自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

地震保険

6 次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者*1またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者*2またはその者*2の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③保険の対象の紛失または盗難
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*4
- ⑤核燃料物質*5もしくは核燃料物質*5によって汚染された物*6の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

*1 保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

*2 その者(①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者)とは、①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

*3 ①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用とは、①から③までの事由によって発生した18~19ページの損害保険金の①から⑩、20~21ページの費用保険金の①から④に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でも18~19ページの損害保険金の①から⑩、20~21ページの費用保険金の①から④に掲げる事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

*4 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

*5 核燃料物質は、使用済燃料を含みます。

*6 核燃料物質*5によって汚染された物とは、原子核分裂生成物を含みます。

*7 次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用とは、18~19ページの損害保険金を支払う場合の①から⑨までおよび20~21ページの費用保険金の①から④に掲げる事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害にかぎります。

II 「ご契約時」にご注意いただきたいこと

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいの保険では、建物のみ、家財のみ、建物と家財*1*2のいずれかからお選びいただけます。

*1 自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含みます。)は家財に含まれません。

*2 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といいます。)は、お申し込み時にご申告いただき、保険契約申込書等に明記しなければ補償されません。

III「ご契約後」にご注意いただきたいこと

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THEすまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅^{*3}、併用住宅^{*3*4}です。**住居部分のない専用店舗はご契約になれません。**

*3 共同住宅を含みます。共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。

*4 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。

保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要なとなります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THEすまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M構造…1. 下記の①～④のいずれかに該当する共同住宅

- ①コンクリート造建物 ②コンクリートブロック造建物 ③れんが造建物 ④石造建物

2. 耐火建築物^{*5}の共同住宅

T構造…1. 下記の①～④のいずれかに該当する建物

- ①コンクリート造建物 ②コンクリートブロック造建物 ③れんが造建物 ④石造建物 ⑤鉄骨造建物

2. 耐火建築物^{*5} 3. 準耐火建築物^{*6} 4. 省令準耐火建物

H構造…M構造およびT構造に該当しない建物

以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1.木造構造であっても以下の①から③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で①耐火建築物^{*5}の場合はM構造となります。)

- ①耐火建築物^{*5} ②準耐火建築物^{*6} ③省令準耐火建物 左記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。

2.H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

*5「耐火構造建築物」を含みます。 *6「特定避難時間倒壊等防止建築物」を含みます。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

●建物の保険金額………保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定は原則評価額と同額で設定します。

●家財の保険金額………保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については5～6ページの「家財の新価の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。

●明記物件の保険金額…明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。

※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなることがありますので、ご注意ください。

※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、以下の①から⑩までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ①建物の構造用途の変更
- ②保険の対象の移転
- ③住居部分がなくなった
- ④建物の建築年月
- ⑤建物内の職作業・作業規模の変更
- ⑥面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
- ⑦居住戸戸室数の変更(個人賠償責任特約包括契約に関する特約、借家人賠償責任総合包括契約に関する特約をセットする場合)
- ⑧施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
- ⑨割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合)
- ⑩増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ)
- ⑪保険の対象の譲渡
保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- ⑫ご契約者の住所・通知先変更
保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。
- ⑬上記以外の変更
上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

上記のご連絡をいただく場合において、以下の⑦または⑧のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

⑦住居部分がなくなったとき ⑧日本国外に保険の対象が移転したとき

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が5年を超える新価・実損払(評価済)契約の場合、この特約に規定する物価変動率^{*1}が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパン日本興亜からお客様に連絡いたします。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。

*1 保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

平成29年9月改定

この書面では、個人用火災総合保険およびこれに付帯される地震保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

このマークに記載の項目は
ご契約のしおりに記載されています。

*普通保険約款および特約は、ご契約後、保険証券とともに届けます。(Web約款をご選択いただいた場合は、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトのWeb約款をご確認ください。)

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款、特約およびご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご参照いただくか、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜にご請求ください。更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し込みください。

用語のご説明

普通保険約款、特約およびご契約のしおりにも用語のご説明・定義が記載されていますので、ご確認ください。
 危険、給排水設備、告知事項、骨董、残存物取扱い費用、証書、商品・製品等、損害、他の保険契約等、通貨等、盗難、土砂崩れ、破裂または爆発、被保険者以外の者が占有する戸室、暴動、保険期間、保険契約申込書等

【約款に関する用語】

普通保険約款 基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。

特約 オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象(者)等に関する用語】

保険契約者 損保ジャパン日本興亜に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。

被保険者 保険契約により補償を受けられる方をいいます。

保険の対象 保険契約により補償される物をいいます。

【保険の対象に関する用語】

建物 土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。

屋外設備・装置 門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。

預貯金証書 預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

乗車券等 鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。

敷地内 特別の約定がない限り、用いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

【評価および保険金支払に関する用語】

協定再調達額 建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。

復旧費用 損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいいます。

復旧に伴って生じた残存物 損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。

新価 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに要する額をいいます。

再調達額 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

時価 保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

保険の対象の再調達額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額(用語のご説明)

修理費用 借用戸室を損害発生直前に復旧するために必要な修理費用をいいます。

【その他】

保険金 普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパン日本興亜がお支払すべき金額をいいます。

保険金額 保険契約により補償される損害が発生した場合に損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の限度額をいいます。

保険料 保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパン日本興亜に払い込むべき金額をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

①商品の名称 契約概要

個人用火災総合保険(THE すまいの保険)

②商品の仕組み 契約概要

基本となる補償(契約プラン)、主なセット可能な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)等は次のとおりです。

○:補償の対象 ×:補償の対象外

基本となる補償(契約プラン) 建物・家財一式

	ワイドプラス タイプ	ワイド タイプ	スタンダード タイプ
--	---------------	------------	---------------

火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
-------------	---	---	---

風災、雹災、雪災	○	○	○
----------	---	---	---

水災	○	○	○
----	---	---	---

建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○	○	○
-----------------------	---	---	---

漏水などによる水濡れ	○	○	○
------------	---	---	---

騒擾・集団行動などに伴う暴力行為	○	○	○
------------------	---	---	---

盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	○
---------------	---	---	---

不測かつ突發的な事故(破損・汚損など)	○	○	×
---------------------	---	---	---

臨時費用	○	○	○
------	---	---	---

地震火災費用	○	○	○
--------	---	---	---

残存物取扱い費用	○	○	○
----------	---	---	---

水道管修理費用	建物: ○	家財: ×	
---------	-------	-------	--

主なセット可能な特約
(任意セット特約)*4

費用の補償

家賃収入特約

賠償の補償

個人賠償責任特約

施設賠償責任特約

個人賠償責任特約

包括契約に関する特約

借家人賠償責任

総合包括契約に関する特約

その他の補償

類焼損害特約

携行品損害特約

営業用什器・備品等損害特約

地震火災特約
(地震火災30プラン)
(地震火災50プラン)

ワイドプラスタイプ

自動的にセットされる特約
(自動セット特約)*4

建物のさらなる補償

建物電気的・機械的事故特約

地震保険

*1 建物を対象とした保険期間5年超の新価・実損拝(評価済)の契約には「保険金額調整等に関する追加特約」が自動セットされます。

*2 「建物や家財等の補償」に掲げる事故が発生した場合は、損害保険金をお支払いする際に自己負担額が差し引かれます。お支払いする損害保険金の額や自己負担額については、後記(2)②をご参照ください。

*3 火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要または有益な消火活動のための費用を支出した際に、損害防止費用の実費をお支払いします。

*4 特約についての自己負担額はご契約のしおりをご参照ください。

セキスイ保険サービスが販売している契約プラン・特約についての詳細は、パンフレットをご参照いただくか、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。

ご希望によりセットできる主な特約(補償内容を括げる特約)

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償(契約プラン)を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご参考ください。

保険金をお支払いする事故の説明			
1 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます。	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水・高潮等を除きます。)、雪災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。ただし、風や雨などの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損し、その破損部分から内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。 ※雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	
2 風災、雹災、雪災		台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の②または④のいずれかの場合をいいます。 ②評価額の30%以上の損害が生じること ①保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	
3 水災		台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の②または④のいずれかの場合をいいます。 ②評価額の30%以上の損害が生じること ①保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	
4 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など		建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。	
5 漏水などによる水濡れ		給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。	
6 騒擾・集団行動などに伴う暴力行為		騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。	
7 盗難による盗取・損傷・汚損		盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。	
8 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	事故の種類 限度額	通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難 20万円	預貯金証書の盗難 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、①から⑦までの事故を除きます。		

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および屋外設備・装置外にある間に生じた事故による損害。ただし、野積みの家財を保険の対象としている場合を除きます。
- 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 火災等の事故の際ににおける保険の対象の盗難による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害*5
- 地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害*5

●核燃料物質に起因する事故による損害

●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。*6

●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害*6

●ねずみ食い、虫食い等*6

●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

*5 地震保険を付帯することで、補償することができます。→後記(4)「地震保険の取扱い」をご参考ください。

*6 これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。

※不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

●保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

●保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害

●移動電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害

●ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害

保険金をお支払いできない主な場合

②お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

契約プランの補償により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金*7をお支払いします。

評価・支払基準	保険の対象	支払保険金の額(保険金額限度)
新価・実損払(評価済)	建 物	損害保険金 = 復旧費用*8(協定再調達価額限度) - 自己負担額*9*10
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式	損害保険金 = 復旧費用*8(再調達価額限度) - 自己負担額*10
	明記物件*11	損害保険金 = 時価額を基準とした損害の額 - 自己負担額*10

*7 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が上表と異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

*8 復旧日に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。

*9 建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。

*10 自己負担額は右記のとおりです。

*11 明記物件については、後記「⑤保険の対象」をご参照ください。

保険の対象	自己負担額
建物・家財一式	「なし」となります。なお、自己負担額「なし」であっても、不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の自己負担額は「1万円」となります。

お支払いする保険金および費用保険金

③主な特約の概要

契約概要

セット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。

詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

個人賠償責任特約 日本国内外を問わず、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。(国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)

携行品損害特約 日本国内外を問わず、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故による損害を補償します。

類焼損害特約 保険の対象の建物もしくはその収容家財または保険の対象の家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が受けた損害を補償します。

④特約等の補償重複について 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン日本興亜以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。*12

*12 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
	個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
	個人用火災総合保険(建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の類焼損害特約
	個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

⑤保険の対象 契約概要

保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)の次の(ア)・(イ)のうち、お客さまが契約されたものです。

(ア)建物

(イ)家財一式*13*14

*13 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。

- 自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含みます。)
- 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。)
- 商品・製品等
- 業務用の什器・備品
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等

*14 以下に掲げるものは、保険契約申込書等に明記しないと保険の対象に含まれません(これらを「明記物件」といいます。)。

- 貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

⑥保険金額の設定 契約概要

保険金額は選択した評価・支払基準によって次のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄でご確認ください。なお、建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、保険金額を決めてご契約ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払(評価済)	建物	原則新価の100%で、保険金額を設定します。
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。

*複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。
※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間:1年から10年

補償の開始:保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

補償の終了:保険期間末日の午後4時

*補償の開始・終了時期は、地震保険(後記(4))も同様です。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては保険契約申込書等でご確認ください。

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

ご契約時の保険料は、口座振替でのお支払いとなります。ただし、「セキスイハイムオーナーズ保険」では、セキスイハイム各社にて管理しておりますお客様の諸費用預かり金がある場合は、保険料相当額を充当します。

※口座振替での払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は保険証券記載の保険料払込期日までにお支払いください。払込猶予期間(保険料のお支払いがなかったことが故意による場合等を除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間)中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は保険期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただきます。

(4) 地震保険の取扱い

①商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、個人用火災総合保険(以下(4)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書等の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

②補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部*15の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部*15の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部*15の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部*15の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	建物に床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水による損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき		

*15 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

*1回の地震等*16による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円*17を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額}}{\text{11.3兆円*17}} \times \text{算出された保険金総額}$$

*16 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

*17 平成29年6月現在。

損害の認定基準について



③保険金をお支払いできない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 門・扉・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

④保険期間

契約概要

- 個人用火災総合保険の保険期間が1年から5年の場合:個人用火災総合保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。
- 個人用火災総合保険の保険期間が6年以上の場合:口座振替による保険期間1年または5年^{*18}の自動継続となります。
- *18 ただし、継続日から住まいの保険の満期日までの期間が5年未満の場合、当該期間内の整数年を保険期間とします。
- ※地震保険が自動的に継続する方式の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。
- 主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)

契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。

なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車、自動三輪車および自動二輪車(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含みます。)
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。(アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄をご確認ください。
- 地震保険の保険料の払込猶予期間等の取扱いは、前記(3)③と同様です。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

(5) 満期返り金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報 (保険契約申込書等の記載上の注意事項)

- 保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出していく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパン日本興亜が告知を求めた事項になります。告知事項につきましては、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
- なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

告知事項 保険の対象の所在地、建物の構造・用途(用法)、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職作業、作業規模、居住戸室数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等

※ご契約の内容により告知事項は異なります。

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書) 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。
●ご契約を申し込みれた日	
●本書面を受領された日	

お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、前記期間内(8日以内の消印有効)に損保ジャパン日本興亜の本社に必ず郵便でご通知ください。
--------	--

お申し出を受付できない場合	セキスイ保険サービスでは、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
---------------	--

宛 先	〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社)行
●ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言	
●ご契約を申し込みれた方の住所、氏名・捺印および電話番号	
●ご契約を申し込みれた年月日	
●ご契約を申し込みれた保険の次の事項	保険種類、証券番号(申込書控の右上に記載してあります。)または領収証番号(証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。)
●取扱代理店(セキスイ保険サービス)	

宛先およびご通知いただく事項	クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパン日本興亜およびセキスイ保険サービスは、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパン日本興亜が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
----------------	---

お支払いになった保険料の取扱い	保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。) ●営業または事業のためのご契約 ●法人または社団・財団等が締結したご契約 ●質権が設定されたご契約 ●保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ●通販特約により申し込まれたご契約
-----------------	--

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なくセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知事項	●建物の構造または用途を変更した場合 ●保険の対象を他の場所に移転した場合 ●前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合
------	--

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパン日本興亜の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

●住居部分がなくなったとき	●日本国外に保険の対象が移転したとき
---------------	--------------------

ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

- 保険の対象を譲渡する場合*1
- 保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合*2

- 保険契約者の住所や通知先を変更した場合*3

*1 ご契約の継続を希望されるときは、事前にセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。

*2 新価・実損払(評価済)のご契約の場合次のいずれかによるものをいいます。

- 建物の増築・改築または取りこわし
- この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失

*3 ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

ご契約後の契約内容の変更などの通知(通知義務等)

(2) 安心更新サポート特約について

契約概要

所定の条件を充足する保険期間が10年間のご契約には、安心更新サポート特約をセットすることができます。この特約には自動更新の機能がありますので、通知締切日までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容*4で自動的にご契約を更新することができます。ご契約の更新を希望しない場合は、通知締切日までに必ずセキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、上記に関わらず、損保ジャパン日本興亜からのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*4 更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳しくは特約やご契約のしおりをご確認ください。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

ご契約後にご注意いただきたいこと

(3) 解約返りえい

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜まで速やかにご通知ください。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込みをご請求することができます。

返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。

長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

保険をお支払いした後のご契約

(4) 重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

●保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合

●保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

ご契約後にご注意いただきたいこと

その他ご留意いただきたいこと

特にご注意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(3) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先(セキスイ保険サービスを含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパン日本興亜が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することができます。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパン日本興亜の個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。

事故が起こった場合 事故が起こったときの手続き

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください

損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、セキスイ保険サービスまでご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】 <http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜 問い合わせ 検索

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

【窓口:一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】 0570-022808
<通話料有料>

IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

<受付時間> 平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<http://www.sonpo.or.jp/>

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口またはセキスイ保険サービスまでご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】 0120-727-110 <受付時間> 24時間365日

【インターネットでのご連絡】 <http://www.sjnk.co.jp/covenanter/acontact/>

損保ジャパン日本興亜 火災事故 検索

個人用火災総合保険・地震保険 割増引一覧表

以下の事項をみたす場合は、割増引を適用しますので、ご確認ください。なお、複数の割増引に該当した場合は、重複して適用しない場合がありますので、ご注意ください。詳しい内容は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜にご相談ください。

(1)建築年割引(地震保険の割引)

「建物登記簿謄本」「建築確認書」等の公的機関等が発行する書類(写)で新築年月をご確認いただくことで判定できます。

適用条件 昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

所定の確認資料^{*1}の提出が必要となります。昭和56年6月1日以降に新築された建物であることが確認できる以下書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 「建物登記簿謄本」「建物登記済権利証」「建築確認書(確認済証・確認通知書)」「検査済証」などの公的機関等^{*2}が発行^{*3}する書類(写)または宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」(写)

(2)耐震等級割引・免震建築物割引(地震保険の割引)

「建設住宅性能評価書」(写)等で耐震等級をご確認いただくことで判定できます。

適用条件 耐震等級を有する建物または免震建築物である場合

所定の確認資料^{*1}の提出が必要となります。住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有する建物であること、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有する建物であること、または、品確法に基づく免震建築物であることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 品確法に基づく「建設住宅性能評価書」(写)または「設計住宅性能評価書」(写)^{*4}
- 評価指針に基づく「耐震性能評価書」(写)(耐震等級割引の場合にかぎります。)
- 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」(写)^{*5}または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写)^{*5}
- 長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」(写)^{*6}
- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写)^{*5}
- ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^{*7}および②「設計内容説明書」など耐震等級または免震建築物であることが確認できる書類(写)^{*6}
- 上記以外の書類で品確法に基づく登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」といいます。)*⁸により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類(写)^{*5}

(3)耐震診断割引(地震保険の割引)

耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)、または地方公共団体・建築士等が証明した書類(写)をご確認いただくことで判定できます。

適用条件 耐震基準をみたす場合

所定の確認資料^{*1}の提出が必要となります。建物が建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)
- 地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などによる耐震診断書類(写)

(4)公有物件等割引(個人用火災総合保険の割引)

公有物件等割引とは、●公有物件割引 ●準公有物件割引 ●社会福祉施設物件割引をいいます。損保ジャパン日本興亜所定の公有物件等の条件をみたしているかをご確認いただくことで判定できます。

適用条件 国、地方公共団体、社会福祉施設等がご契約者で、かつ所有する物件の場合

所定の確認が必要となります。以下のいずれかをみたす場合に適用することができます。

- 国または地方公共団体が所有し、かつご契約者である物件であること
- 国または地方公共団体が出資して設立した損保ジャパン日本興亜所定の条件をみたす団体が所有し、かつご契約者である物件であること
- 社会福祉法に定める事業を営む損保ジャパン日本興亜所定の条件をみたす社会福祉施設専用の物件であること

(5)職業割増・作業割増(個人用火災総合保険の割増)

併用住宅物件のうち、所定の用途に使用されている建物に対しては、職業割増を適用します。また、製造または加工等の所定の作業を行っている建物に対しては、作業割増を適用します。

適用条件 住宅以外の用途にも使用されている建物の場合

損保ジャパン日本興亜が定める所定の用途、作業場として使用されている建物に適用します。詳しい内容は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜にご相談ください。

(6)平均用法割増(個人用火災総合保険の割増)

複数の用途に使用されている建物のうち、損保ジャパン日本興亜が定める条件に合致する場合、適用します。

適用条件 コンクリート造建物等で、複数の用途に使用されている建物の場合

一般物件の1級構造に該当する複合用途建物で、損保ジャパン日本興亜の定める条件に合致した場合に適用します。詳しい内容は、セキスイ保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜にご相談ください。

(7)長期分割割引(個人用火災総合保険の割引)

保険期間を1年として毎年更新するのではなく、保険期間が長期のご契約で保険料を年払または月払にされた場合、保険料に割引が適用されます。

適用条件 ご契約方法が以下の条件に合致する場合、割引が適用されます。

- 保険期間が2年～5年であること
- 保険料のお支払方法が年払・月払であること

(8)新築割引(個人用火災総合保険の割引)

建物が新築の場合に適用します。

適用条件 保険期間の初日が、保険の対象である建物の新築年月から11か月後の月末までにある契約に適用します。(建物のみ割引適用)

(9)建物・家財セット割引

建物と家財一式を1つの契約でご契約いただき、所定の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

適用条件 建物と家財一式を1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

- 保険期間が10年間であること
- 評価基準・支払基準が「新価・実損払」であること
- 「安心更新サポート特約」をセットしていること

*1 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)、異動承認書(写)またはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)*を確認資料とすることができます。

*2 「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の初日・末日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。

*3 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

*4 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

*5 以下に該当する場合には、耐震等級割引(2級)が適用されます。
●書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合ただし、「設計内容説明書」などの登録住宅性能評価機関^{*8}〔適合証明書〕は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

*6 以下に該当する場合には、耐震等級割引(工事種別に応じて新築は2級、増築・改築は1級)が適用されます。

●「技術的審査適合証」において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合
●「認定通知書」など上記(2)①の書類のみご提出いただいた場合

*7 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

*8 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認めることを行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

THE すまいの保険に個人でご契約のお客さまとご家族みなさまのためのサービスです。
すべてのご契約でご利用いただけます。

0120-620-119

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意!提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。
※サービスを利用する際は、まず初めに「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」までご連絡ください。
※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

水まわりのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、
水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

【受付時間:24時間365日受付】



かぎのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分*)の玄関かぎ紛失時など、
一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。

*専有・占有部分には賃貸住宅の各戸室の玄関ドアを含みます。

【受付時間:24時間365日受付】

防犯機能アップ応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、
ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

【受付時間:24時間365日受付】

住宅相談サービス(原則予約制)

すまいの維持管理やリフォームなど、
すまいに関するさまざまなお相談に対して電話でお応えします。
【受付時間:平日午前10時~午後5時】 ※土・日・祝日、12月31日~1月3日を除きます。

法律相談サービス(原則予約制)

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。
【受付時間:平日午前10時~午後5時】 ※土・日・祝日、12月31日~1月3日を除きます。
※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス(原則予約制)

さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。
【受付時間:平日午前10時~午後5時】 ※土・日・祝日、12月31日~1月3日を除きます。
※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

健康・医療相談サービス

次のような健康・医療に関するさまざまなお相談に対して、電話でお応えします。

- カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
- 医師による医療相談
- 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談*
- 医療機関情報などの提供

【受付時間:24時間365日受付】

*メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。
平日は午前9時30分~午後7時、土曜日は午前11時~午後6時(日・祝日、12月29日~1月4日は除きます。)

介護関連相談サービス

介護に関するさまざまなお相談に対して、電話でお応えします。

実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをします。
【受付時間:24時間365日受付】

サービスご利用にあたってのご注意事項

- マンション・アパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠の対象外となります。
- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や部品交換に関する部品代・作業代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明*3ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
*3 顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成29年10月時点のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。
- 詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される「とりせつ(取扱説明書)」記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。